

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する提出意見  
(接続に関する事項)

(意見募集期間: 令和5年9月20日(水)～同年10月19日(木))

意見提出者一覧  
計7件

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	Wireless City Planning株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	西日本電信電話株式会社
5	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社
7	UQコミュニケーションズ株式会社

電気通信事業法施行規則の一部改正

該当箇所	御意見
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準) 第23条の4 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <del>第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所</del></p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 <del>第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</del></p> <p>六～十二 (略)</p>	<p>・ 本改正案に賛同致します。</p> <p>・ 本改正案によって、接続事業者がドライカップのサブアンバンドルを利用するための「き線点や下部回線に係る情報の開示手続き」も不要となると考えます。(なお、当該手続きについて平成23年度末以降、接続事業者の利用実績はありません。)つきましては、情報開示告示から削除いただくことも合わせてご検討いただきたいと考えます。(該当箇所は、以下のとおりです)</p> <p>【一種情報開示告示】 ※該当箇所:太字下線</p> <p>電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第三項の規定に基づき、他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項及び他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示に関する事項について、次のように告示する。</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の四第二項第二号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電柱の詳細状況に関する次の情報</p> <p><u>イ き線点の位置情報(き線点の位置座標及び電柱番号並びに当該き線点のカバーエリア)</u></p> <p><u>ロ 収容局からき線点までの電気信号用の伝送路設備に係る換算線路長</u></p> <p><u>ハ き線点における電気信号用の伝送路設備に係る端子かん内の空き場所の有無</u></p> <p><u>ニ 他事業者が接続に必要な装置を設置するために利用する電柱が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の所有に係る電柱又はそれ以外の者の所有に係る電柱であるかの別を判別できない場合における当該別</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>

第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正

該当箇所	御意見
<p>(接続会計報告書等の公表等)</p> <p>第 10 条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><del>2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る)に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。</del></p> <p>3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。事業者は、<del>接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。</del></p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案に賛同いたします。</li> <li>・ 本改正案において、接続会計報告書等については、直近の数年で閲覧に関係する問い合わせがないことを踏まえ、営業所に備え置く義務が廃止され、インターネットを利用した公表義務のみに見直されることと認識しております。</li> <li>・ 当社においては、接続会計報告書等以外にも、基礎的電気通信役務収支表及び電気通信事業会計規則第 18 条に規定されている財務諸表について、インターネットでの公表に加えて営業所その他の事業所に備え置いておりますが、近年閲覧に関係する問い合わせの実績がない点等を踏まえると、インターネットでの公表で必要かつ十分であると考えており、営業所に備え置く義務は廃止いただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正

該当箇所	御意見
<p>第一種指定電気通信設備接続料規則  (法廷機能の区分、内容及び対象設備等) 第4条 ※優先接続機能の削除</p>	<p>総務省殿の検証によりマイラインサービス(以下「マイライン」という。)の代替サービスとされる、メタルIP電話の通話サービス卸(以下「通話サービス卸」という。)の適正性、透明性、公平性の確保について一定の確認ができたため、マイラインの実現機能である優先接続機能の廃止を行うことについては異論ありません。</p> <p>しかしながら、マイライン廃止後は通話サービス卸に関して接続による代替性はない(00XY選択中継は利用者が00XYをダイヤルするため代替性はない)ため、通話サービス卸の適正かつ公平な提供料金(卸料金)及び提供条件について、今回の検証のみで終わらせることなく継続して維持していく必要があります。そのために、今後は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行うべきと考えます。</p> <p>また、提供可能な電話回線種別について、現状、通話サービス卸ではマイライン同様にメタル回線における提供のみとなり光回線における提供はできませんが、NTT東西殿では一部メタル回線提供エリアにおいて、提供メタル回線の老朽化、故障等により特定地域向け音声利用IP通信網サービス(以下「光回線電話」という。)への切替えを進めています。光回線電話に切替えた場合、接続事業者は利用者とのマイライン契約が無くなり顧客基盤(タッチポイント)を失うこととなります。加えて、現時点でNTT東西殿より光回線電話の提供条件が明確に示されたものではなく、接続事業者はNTT東西殿が実施している光回線電話の回線数規模や今後の切替計画と切替回線数の把握ができておりません。利用者料金面においても、接続事業者がNTT東西殿からアクセス回線提供を受け光回線電話と同等のサービスを提供することは困難です。</p> <p>上記を踏まえると、光回線電話が接続事業者の認識できない状況下で拡大していくことは公正競争の観点から懸念があるため、NTT東</p>

	<p>西殿は以下について明確にすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 光回線電話の提供条件、回線数及び今後の切替計画と切替回線数</li> <li>② メタル回線の撤去計画の提示</li> </ul> <p>特に②については、メタル回線が2035年に維持限界を迎えることが見込まれていますが、当該期限までの段階的な廃止計画は示されていません。メタル回線の廃止は接続事業者の事業計画にも多大な影響があることから、NTT東西殿において速やかに情報提供がされるべきと考えます。</p> <p>加えて、メタル回線の撤去については、NTT東西殿の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、「接続約款」という。)の第61条第3項にて、接続事業者への周知について定められているところ、以下の観点から議論が必要と考えます。</p> <p>現状NTT東西殿の接続約款第61条第3項において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、撤去開始の原則4年前までにその情報を協定事業者提供するもの(以下、「4年前周知」という。)とし、NTT東西殿がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限る。)を使用した新たな代替サービス等(以下、「代替サービス」という。)を協定事業者が即座に提供することを可能とする旨規定されています。また、4年前周知の例外が適用される一つのケースとしては、「代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者提供している場合」が規定されています。</p> <p>メタル回線の撤去は、接続事業者において当該利用者へのサービス提供可否にも関わるものであることから、例外規定における「代替サービス」が提供可能かについては、メタル回線に替わる光回線の有無</p>
--	---

	<p>のみではなく、付随する音声/データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で接続事業者が同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、NTT東西殿の接続約款にてその旨規定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>						
<p>附則</p> <p>施行日・経過措置等</p>	<p>前述のとおり優先接続機能について、令和6年1月以降に予定されているNTT東西殿の固定電話(加入電話・INSネット)発のIP網への移行に合わせて廃止されることに異論はありません。</p> <p>しかしながら、規模が大きいNTT東西殿の固定電話発に関するIP網への移行途中に想定し得ないトラブルが発生しその対処に時間を要した場合、優先接続機能の廃止に関する施行日である令和6年3月1日までにIP網への移行が間に合わない可能性も否定しきれません。その場合、利用者は現状と同じSTM-POIを経由した通話を継続することとなる一方で、マイラインが利用できず不利益が生じることとなります。</p> <p>このため優先接続機能の廃止の施行日については、余裕を持った日程とするなどのほか、間に合わない場合は施行日を変更することも事前に想定しておくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>						
<p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p> <p>第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。</p> <table border="1" data-bbox="277 1171 1151 1287"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1171 396 1287">機能の区分</th> <th data-bbox="396 1171 869 1287">内容</th> <th data-bbox="869 1171 1151 1287">対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機能の区分	内容	対象設備				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案に賛同致します。</li> <li>・ 今後もこれらの機能と同様に、需要縮小等の状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者様のご利用がなく、将来的にも利用意向がないことを確認できた機能については、法定機能から削除いただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>
機能の区分	内容	対象設備					

一 端末 回線伝 送機能	(略)		
	特別帯域透過端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定しない交換局迄の間を伝送するものを除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
	(略)		
	(略)		
二 端 末系交 換機能	(略)		
	(略)		第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置され
	優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指	

		定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	る伝送装置等を含む。)	
	(略)			
三 削除 折返し 通信路 設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信信号により、第一種しい加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能		インタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備	
(略)				
六の二 ルーティ ング伝 送機能	(略)	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除



			←→	
(略)				
<p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p> <p>第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。</p> <p>二 端末系交換機能 (以下、下線部の削除)</p> <p><u>優先接続機能</u> <u>電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能</u></p>				<p>情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申(平成 29 年9月 27 日)の考え方を踏まえ、今般、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか総務省において検証が行われ、検証結果が公表されたことは適当と考えます。 (KDDI株式会社)</p>
<p>第一種指定電気通信設備接続料規則</p> <p>(自己資本費用) 第 12 条第 3 項</p>				<p>第一種指定電気通信設備の接続料算定で用いられるCAPM的手法における<math>\beta</math>値の適正な値の検討において、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」という。)第7次報告書の意見募集において、「NTT持株の<math>\beta</math>からどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行</p>

うことが適当」と総務省殿の考え方が示されており、第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクについては、継続的に議論をしていくべきと考えます。

第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクに関しては、研究会第7次報告書及び将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する意見募集の際に当社から意見したとおり、以下の観点から固定通信事業リスクは低いと考えられるため、日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株殿」という。)の $\beta$ 値よりも低い値が採用されることが妥当であり、その旨規定すべきと考えます。

- ・ FTTHサービスの契約数は2022年度第4四半期時点で3,807万契約(うち東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という。))の契約数は約2,356万契約)\*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。
- ・ 一般的に先行投資又は固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられること。
- ・ 第70回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国のOffice of CommunicationsではBritish Telecommunications plc(以下、「BT社」という。)の $\beta$ につい

て、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス（Openreach）に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT社における最もリスクが低いOpenreachの $\beta$ は英国通信プロバイダーの適用 $\beta$ よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 $\beta$ を上回る可能性は低いことから、BT社全体の $\beta$ 値やVodafoneやTalkTalk等の移動通信事業者の $\beta$ よりも低い値としています\*<sup>2</sup>。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス（後者はFTTHのみならずモバイルサービスを含む）は市場に広く普及しているサービスであり、BT社における最もリスクが低い分類（Openreach）に該当すると考えられることから、NTT持株殿の $\beta$ よりも低い値になると考えられること。

以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法における $\beta$ 値については、NTT持株会社殿の $\beta$ 値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられる $\beta$ 値よりも低い値を採用すべきと考えます。

\*<sup>1</sup> 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和4年度第4四半期（3月末））の数字を参照

\*<sup>2</sup> Office of Communications の以下文書を参照

Promoting investment and competition in fibre networks:

Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021–26 Annexes 1–26 A21.

Cost of capital for the relevant services

（ソフトバンク株式会社）

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正

該当箇所	御意見
<p><b>電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令</b></p> <p>28 頁</p> <p>第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続料の適正性向上の観点から、各社の固定資産額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいとされており、様式追加により総務省において検証を行っていただくことに異存ございません。</li> <li>・ 他方、第七次報告書において、一部 MNO の採用する算出プロセスに改善の余地があると指摘されていることを踏まえれば、総務省は、毎年度の届出接続料検証に加え、2022 事業年度の接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要に応じて、一部 MNO は 2023 年度中に実施する接続料算定において、資産及び費用の再整理を行うべきと考えます。 (株式会社NTTドコモ)</li> </ul>
<p>第二種指定電気通信設備接続会計規則</p> <p>(個別注記表、役務別固定資産貴族明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)</p> <p>第5条</p> <p>別表第五</p>	<p>第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に関し、当社は電気通信役務に係る固定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課しており、その事実は公表している接続会計報告書における役務別固定資産帰属明細表、及び移動電気通信役務収支表にて総務省殿において確認可能であること、また、公表済の情報から確認可能な情報を改めて様式で報告することは当社の負担に繋がることから、当社において第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に伴う報告は不要と考えます。</p> <p>つきましては、第二種指定電気通信設備接続会計規則第五条又は第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五に「音声またはデータ伝送役務のどちらか一方のみ提供しており、その事実が接続会計報告書で確認できる場合は作成不要」の旨を規定いただくことを要望します。</p>

<p>役務別固定資産整理表の様式(第5条及び第10条関係)</p>	<p>(Wireless City Planning 株式会社)</p>
<p>第二種指定電気通信設備接続会計規則</p> <p>(個別注記表、役務別固定資産貴族明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書) 第5条</p>	<p>昨今、第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式追加に加え、更に様式にはない詳細なデータ等の任意での報告も求められ、その量は増加の一途をたどっています。具体的には直近3年間の第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式だけでも10を超える項目の追加・変更がなされ、第二種指定電気通信設備設置事業者の負担増となっています。</p> <p>つきましては、今後、各様式及び項目において、報告の目的に対して、報告データが分析や検証に資する有効な内容であるか、分析によりどれほどの効果が得られているか、及び認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して過度な報告内容となっていないか等を改めて検証し、効果の低いあるいは過度な項目に関しては報告項目の廃止又は簡素化について議論いただくことを要望します。</p> <p>特に、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料算定に係る様式については、</p> <p>① 第一種指定電気通信設備の将来原価接続料は数年に一度複数年度の予測値を設定する一方、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料は毎年複数年度の予測値を設定することに加え、予測値設定における「基礎的なものの具体的な値」や、予測値と予測値の乖離の要因、予測値と実績値の乖離の要因等、第一種指定電気通信設備の将来原価接続料認可申請時には求められず、開示もされない粒度での詳細な項目の報告も求められることは、認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して明らかに過剰であること</p> <p>② 将来原価方式により算定を実施するデータ伝送交換機能の接続料は既に大幅に低廉化し、更に低廉化傾向も継続している中、予測値と予測値、予測値と実績値の乖離が発生したとしても、その乖離が与えるMVNO殿の予見性確保への影響は極めて限定的と考えられることから、以下の見直しを検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第17の4の2における「基礎的なものの具体的な値」の項目自体を廃止する、又は増減要因の見込みに関する補足説明の割愛を許容する</li> <li>・ 研究会第6次報告書において、MVNOに対し積極的に乖離が生じた理由の通知を求められていることも踏まえ、様式第17の4の9における「乖離が生じた理由」の項目自体を廃止する</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>・ 二種接続会計規則 第5条、第10条</p> <p>・ 配賦整理書 別表第五、第六</p>	<p>第二種指定電気通信設備の接続料算定における二種接続会計規則の改正については、複数の移動電気通信役務を提供している場合の適切な配賦及び役務別計上を目的として接続料の算定等に関する研究会にて議論されたものと考えます。</p> <p>そのため、全国BWA事業者のように単一の移動電気通信役務を提供している二種指定事業者におい</p>

	ては、追加様式の提出を要しないこととし、その旨を注記として追加いただきたいと考えます。 (UQコミュニケーションズ株式会社)
--	---

以上